

令和 7 年度あわら市地域観光魅力向上事業委託業務
プロポーザル実施要領

1 実施趣旨

観光客のターゲット層を明確にし、高付加価値な体験商品や宿泊商品を造成し、地域の新たな魅力を創出することで、あわら市及びあわら温泉の認知度向上とインバウンドの誘客促進を図るため「令和 7 年度あわら市地域観光魅力向上事業委託業務（以下「本業務」という。）」を実施する。

なお、この要領は、本業務に最も適当と判断される業務内容及び受注者を選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 業務名称

令和 7 年度あわら市地域観光魅力向上事業委託業務

3 業務内容

別紙公募仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

4 業務履行期限

令和 8 年 2 月 13 日（金）まで

5 選定方法

本業務に対する適切な事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により行うものとする。この方式は、本業務の受託を希望する事業者を公募し、その応募者から提出される提案書類等により、当該応募者の適正及び遂行能力について審査し、適切な事業者を選定する。

6 実施者及び担当課

実施者：あわら市

担当課：あわら市経済産業部観光振興課 賑わい創出グループ 担当：吉川

〒919-0692 福井県あわら市市姫三丁目1番1号

電話番号 0776-73-8006（直通）

FAX 0776-73-1350

E-mail kanko@city.awara.lg.jp

7 プロポーザル参加資格要件

以下の要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) あわらし市入札参加資格のうち「20 広告・宣伝類」の「20-1 広告・イベント業」、および「26 その他」の「26-5 その他（旅行業）」の部門に登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は更生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者であること。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は再生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者であること。
- (6) 参加表明書類の提出日において「あわらし市契約に係る指名停止措置要綱」に基づく指名停止を受けていない者及び指名停止の措置要件に該当しない者であること。
- (7) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (9) 過去 3 年間（令和 4 年度～令和 6 年度）における同種業務の実績を有すること。
- (10) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に本業務を履行できる者であること。

8 プロポーザルの日程

事務内容 期間・期日

- ① 手続き開始の公告 令和 7 年 5 月 14 日（水）
- ② 実施要領等の配布 令和 7 年 5 月 14 日（水）～
- ③ 質問受付 令和 7 年 5 月 14 日（水）～令和 7 年 5 月 19 日（月）
- ④ 参加表明書類等受付 令和 7 年 5 月 21 日（水）～令和 7 年 5 月 23 日（金）
- ⑤ 企画提案書等受付 令和 7 年 5 月 21 日（水）～令和 7 年 5 月 28 日（水）
- ⑥ 提案内容審査（プレゼンテーション等） 令和 7 年 6 月 3 日（火）
- ⑦ 審査結果通知書交付 令和 7 年 6 月中旬以降

9 質問書の提出

- (1) 要領等の内容について疑義のある場合は、令和7年5月19日（月）までに質問書（様式第4号）を担当課宛て、電子メールで送付すること。
- (2) 電話、来庁、FAXにおける口頭等での質問は受け付けないものとする。
- (3) 質問に対する回答については、競争上の地位その他正当な権利を害する恐れのあるものを除き、あわら市ホームページにて、令和7年5月21日（水）までに随時公表する。

10 参加表明に関する書類の提出

(1) 参加表明に関する提出書類

参加表明に関する提出書類は以下の通りとすること。

様式第1号から第3号の順に並べ、左上隅をホチキス留めし1綴り作成すること。

ア プロポーザル参加意思表明書（様式第1号）

イ 会社概要説明書（様式第2号）

ウ 履行実績確認書（様式第3号）

記載した業務のうち、いずれか1件分の契約書の写し及び仕様書等の写しを添付すること。

(2) 提出方法

ア 担当課への持参を原則とする。

イ 受付は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

ウ やむを得ず郵送する場合は、封筒の表面に「プロポーザル参加表明書類等 在中」と朱書し、令和7年5月23日（金）までに必着となる方法で送付すること。なお、主催者は郵送事故等の責任は一切負わないこととする。

(3) その他

ア 受付期間内に参加表明書類等を提出できなければ、本プロポーザルに参加できない。

イ 提出された参加表明書類等は返却しない。

ウ 参加表明書類等の記載事項に変更が生じた場合は、直ちにその旨を書面で連絡すること。

エ 参加表明後に辞退する場合は、令和7年5月28日（水）午後3時までに書面による辞退届（任意様式／捺印有り）を担当課まで提出すること。

11 参加資格の取り消し

参加表明書類等の提出後から優先交渉権者決定までの間に、次のいずれかの事項に該当する場合は、参加資格を取り消すこととする。

- (1) 参加表明書類等の提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 「あわら市契約に係る指名停止措置要綱」に基づく指名停止の措置を受けるなど、参加者及び協力会社が社会的不祥事にに関わり、公共事業の受注者として相応しくないと認められる場合
- (3) 参加者が参加資格要件を満たさなくなった場合
- (4) その他、本要領に違反すると認められる場合

12 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書等の提出

「仕様書」に基づき、次に掲げる書類を提出すること。

提案内容は本プロポーザルの実施趣旨や仕様書・事業概要書に沿うものであること。

ア 企画提案書提出届（様式第5号）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 見積書（任意様式）

エ 暴力団又は暴力団員等でないことなどに関する表明・確約書（様式第6号）

オ 会社概要（様式は任意だが1種類とする。パンフレット等でも可）

(2) 提出方法

ア 担当課への持参を原則とする。

イ 受付は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

ウ やむを得ず郵送する場合は、封筒の表面に「プロポーザル企画提案書等在中」と朱書し、令和7年5月28日（水）までに必着となる方法で送付すること。
なお、実施者は郵送事故等の責任は一切負わない。

(3) 提案書等作成上の留意点

ア 企画提案書

① A4版 横書 左綴じ（様式自由）

② 提出部数は5部とする。

③ 表紙を付け「令和7年度あわら市地域観光魅力向上事業委託業務」と記載すること。

④ 仕様書の「4 業務内容」について、企画提案を行うこと。

⑤ 提出期限後の企画提案書等の差替えは認めない（本市が補正等を求める場合を除く）。

⑥ 本プロポーザルにおいて、企画提案をすることができるのは1案だけである。

イ 見積書

① 見積書記載金額については、業務全体の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税額を含む）を別々に記載し、さらにそれらの合計金額を明記すること。

② 見積書については、諸経費等の積算の内訳が判別できるように、できるだけ

詳細に記載すること。

③見積書の提案上限金額は、5,950,000 円（税込）とし、提案上限金額を超える見積金額の提案があった場合は失格とする。

④提出部数は 1 部とする。

⑤宛先を「あわら市長」、業務名を「令和 7 年度あわら市地域観光魅力向上事業委託業務」とし、事業者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印すること。

13 プレゼンテーション等の実施

- (1) 企画提案書等を提出したものは、プレゼンテーションを行わなければならない。ただし、参加者が 4 社以上となった場合は、選定委員会において書類審査を行い、上位 3 社のプレゼンテーションを行う。
- (2) 実施日は、令和 7 年 6 月 3 日（火）に実施し、詳細は企画提案書等を提出したのに対して電子メールにて連絡する。（文書での通知は行わない。）
- (3) プレゼンテーションの参加に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (4) 説明時間は、企画提案内容説明を 15 分程度、その後の 10 分程度をヒアリングとするが、時間については追って通知する。
- (5) 企画提案書に基づき、提案の要点、意図やアピールポイントなどについて説明を行うこと。なお、特段の理由なく追加の資料の配付は認めない。
- (6) 業務責任者となる予定の者は、原則出席すること。
- (7) プレゼンテーションで使用する電子黒板は実施者で用意するが、パソコンその他の機器等は、持ち込み可能な範囲の機器とし、参加者が用意すること。また、機器調整は事前に行うこと。

14 提案内容の審査及び結果通知

- (1) 本プロポーザルにおける優先交渉権者を選定するため、選定委員会を設置する。
- (2) 選定委員会において、以下のとおり定める審査基準に基づいて評価及び採点を行い、優先交渉権者を 1 者選定する。

審査項目	審査基準	配点
(1) 企画提案内容	①本市の現状や課題を的確に把握し、具体的かつ効果的な事業内容が提案されているか	20
	②専門的な視点から、既存コンテンツのブラッシュアップや新たなコンテンツ発掘に向けた具体的な提案がされているか	20
	③受入環境や販路整備に関して、関係事業者との合意形成や協議の機会を十分に設定しているか	20

	④事業期間中だけでなく、終了後も販売実績に結び付くようなプロモーションや販路整備の提案となっているか	25
(2) 業務遂行能力等	⑤業務を適切に実施できるスケジュールと十分な体制が確保されているか	5
(3) 業務費用	⑥全体的にコストパフォーマンスは優れているか	10

(3) 優先交渉権者は、評価点及び価格点の総合計点の最高得点者となる。なお、評価点及び価格点の総合計点と同点の場合は、出席した委員の過半数で決定する。

また、総合計点が100点満点中50点を満たさない場合は優先交渉権者とならない。

(4) 審査を行う上で疑問点や確認事項が発生した場合は、各々の提案者に確認を行う。

(5) 選考結果は、令和7年6月中旬以降にすべての企画書提案者に発送する。

(6) 選考結果への問い合わせについては、文書発送日の翌日から起算して7日間に限り、「当該提出者の得点」及び「順位」のみ応じる。

(7) 審査内容、結果についての異議は認められない。

15 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。その場合は、本プロポーザルの評価が次順位の者が優先交渉権者となるものとする。

- (1) 提案者がプロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積書の金額が、提案上限金額を上回る場合
- (3) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (4) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (6) 著しく信義に反する行為があった場合
- (7) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (8) 企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (9) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

16 契約の締結

(1) 提案された業務内容は、契約前の段階において本市と優先交渉権者、双方協議の上、若干の修正を行うことがある。

(2) 優先交渉権者との協議が整ったときは、当該事業者を受注者として決定し、業務委託契約を締結するものとする。

(3) 優先交渉権者との契約が成立しなかった場合は、本プロポーザルの評価が次順位

の者を優先交渉権者とし、協議が整ったときは、当該事業者を受注者として決定し、契約を締結するものとする。

(4) その他、「あわら市契約事務規則」を遵守すること。

17 その他

(1) 企画提案書の作成等、本プロポーザルに要する費用及び業務実施に係る準備行為については、すべて提案者の負担とする。

(2) 提出書類は選定結果にかかわらず返却しない。ただし、不採用となった場合には本市で定めた保存年限満了後、本市の責において全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しない。

(3) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。

(4) 提出書類は、あわら市情報公開条例に基づき、公開することがある。

(5) 本実施要領に定めるもののほか、必要事項については実施者が定める。